

平成25年第1回安堵町議会臨時会会議録

日時 平成25年5月9日(木) 午前10時

場所 安堵町役場 議場

1 応招議員 10名

1 番	森 田 瞳	2 番	浅 野 勉
3 番	植 田 英 和	4 番	中 本 幸 一
5 番	島 田 正 芳	6 番	松 田 和 代
7 番	松 本 正 弘	8 番	山 岡 敏
9 番	田 中 幹 男	10 番	福 井 保 夫

2 出席議員 10名

3 欠席議員 なし

4 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 成 瀬 博 書記 吉 川 明 宏

5 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

町 長	西 本 安 博	副 町 長	北 田 秀 章
教 育 長	楮 山 素 伸		
理事(総務部門)	寺 前 高 見	理事(民生部門)	磯 部 あさみ
理事(事業部門)	北 門 康 幸	会計管理者	喜 多 君美代
総合政策課長	堀 川 雅 央	総務課長	近 藤 善 敬
税務課長	中 野 彰 宏	住民課長	堀 口 善 友
健康福祉課長	(民生部門理事兼務)	人権同和対策課長	大 星 義 博
産業建設課長	古 川 秀 彦	上下水道課長	(事業部門理事兼務)

6 会議事件は次のとおりである。

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 報告第 1 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度安堵町一般会計補正予算(補正第10号)について)

日程第 4 報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて

(平成24年度安堵町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算
(補正第3号)について)

日程第 5 報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて

(安堵町税条例の一部を改正する条例について)

日程第 6 議案第 1 号：安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第 7 議案第 2 号：安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について

追加日程第 1：議長の辞職について

追加日程第 2：議長の選挙

追加日程第 3：副議長の選挙

追加日程第 4：常任委員会委員の選任について

追加日程第 5：議会運営委員会委員の選任について

開 会 午前10時

議長（森田 瞳） ただ今の出席議員10名です。

定足数に達しています。平成25年第1回安堵町議会臨時会を開会いたします。

議長（森田 瞳） 本日の会議を開きます。

議長（森田 瞳） 西本町長より、招集の挨拶をお受けいたします。

町長（西本安博） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、西本町長。

（西本町長 登壇）

町長（西本安博） 皆さんおはようございます。

平成25年度第1回安堵町臨時会を招集いたしましたところ、皆様におかれましては、何かとお忙しい中、御出席をいただきましてありがとうございます。

清々しい新緑と心地良い初夏の風を感じる季節となりました。

安堵町歴史民俗資料館では勤三桜が散り、町花のテイカカズラやツツジの花がちょうど見頃を迎え、一年の中で一番良い季節を迎えているところでございます。

早速ですが、本日、提案させていただきます案件でございます。

報告案件として、平成24年度補正予算による専決処分の報告が2件、条例の一部改正が1件、議案として、条例の一部改正が2件の合計5件でございます。

それでは順を追って説明をいたします。

まず、報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）でございます。

そして、続きまして、報告第2号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について）でございます。

これら2件は関連するものでございますので、併せて御説明をいたします。

介護サービス利用者が予想以上に増加したため、保険給付費が不足となりますので、介

護保険特別会計で 3,450 万 6 千円増額補正するものでございます。その内、448 万 6 千円を一般会計からの繰出金として、一般会計で同額補正するものでございます。

保険給付額が平成 25 年 3 月 29 日に確定したため、同日に専決処分いたしましたので、地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づき報告するものでございます。

次に報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）でございます。

これにつきましては、地方税法の一部改正に伴い、税条例において所要の改正を行ったもので、同法の一部を改正する法律が平成 25 年 3 月 30 日に公布されたため、3 月 31 日に専決処分を行いました。地方自治法第 179 条第 3 項の規定に基づきこれを報告するものでございます。

引き続き、議案第 1 号：安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

これにつきましては、地方税法の一部改正に伴い、国民健康保険税条例において所要の改正を行うものでございます。

次に議案第 2 号：安堵町体育施設条例の一部を改正する条例についてでございます。

本改正につきましては、今は使用していない体育施設を廃止するために改正するものでございます。

以上、大筋について説明をいたしました。細部につきましてはその都度、担当課長より説明をさせていただきますので、御審議願ひまして、御承認、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（森田 瞳） 本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

議長（森田 瞳） 日程第 1：「会議録署名議員の指名」を行います。

本議会の会議録署名議員は、会議規則第 120 条の規定により、
4 番 中本幸一 議員と、5 番 島田正芳 議員を指名します。

議長（森田 瞳） 日程第 2：「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日のみ 1 日としたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

本臨時会の会期は本日のみ 1日に決定しました。

議長（森田 瞳） 日程第3 報告第1号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

総合政策課長（堀川雅央） はい、議長。

議長（森田 瞳） はい、堀川総合政策課長。

（堀川課長 登壇）

総合政策課長（堀川雅央） おはようございます。

それでは、報告第1号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について御説明させていただきます。

本補正につきましては、介護保険特別会計におきまして、給付費が利用件数の増により、当初見込みよりも大きく伸び、多額の不足額が生じることとなりました。

このことに伴い町負担分にも不足が生じ、一般会計からの繰出金を増額補正するものでございます。また、介護保険特別会計におきまして、保険給付費等の支払いがあるため、3月29日の専決処分とさせていただきます。

それでは補正予算書により御説明させていただきます。

補正予算書7ページをお願いいたします。

歳出の部でございます。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目8. 介護保険事業費で448万6千円の増額。

これは介護保険の給付費に充てるため、給付費繰出金の増額補正でございます。

この財源といたしまして1ページ戻っていただきまして、6ページをお願いいたします。

款17. 繰越金、項1. 繰越金、目1. 繰越金を全額充てさせていただきます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第1号：専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成25年5月9日報告

安堵町長 西本安博

次のページ、専決処分書をお願いいたします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）を別紙のとおり専決処分する。

平成25年3月29日専決

安堵町長 西本安博

補正予算書1ページをお願いいたします。

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）

平成24年度安堵町一般会計補正予算（補正第10号）は、次に定めるところによる。
（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ448万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億9,577万5千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年3月29日専決

生駒郡安堵町長 西本安博

2ページをお願いいたします。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部

款17. 繰越金、項1. 繰越金

補正前の額 3億5,959万9千円、補正額 448万6千円、計 3億6,408万5千円。

歳入合計

補正前の額 32億9,128万9千円、補正額 448万6千円、計 32億9,577万5千円。

3ページをお願いいたします。

歳出の部

款3. 民生費、項1. 社会福祉費

補正前の額 5億1,168万円、補正額 448万6千円、計 5億1,616万6千円。

歳出合計

補正前の額 32億9,128万9千円、補正額 448万6千円、計 32億9,577万5千円。

4ページ以降の事項別明細書につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。

以上でございます。御審議、御承認のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。
討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第1号を採決します。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。
報告第1号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第4 報告第2号：「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について）」を議題とします。
説明を求めます。

民生部門理事（磯部あさみ） はい、議長。

議長（森田 瞳） 磯部民生部門理事。

（磯部理事 登壇）

民生部門理事（磯部あさみ） おはようございます。磯部でございます。

よろしくお願いたします。

それでは報告第2号、専決処分の承認を求めることについて（平成24年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第3号）について）を御説明させていただきます。

介護保険事業計画により、3年間のサービス利用者の保険給付費総額を見込んでおりますが、平成24年度におきましては、要支援、要介護者のサービス利用者数及びサービス利用件数が計画値以上に増加し、各種保険給付費に不足が生じたための補正でございます。

給付費の増加に伴い、必要保険料額が収納保険料額を超えましたので、基金を取り崩しこれに充てております。3月分の保険給付費が3月の月末に決定されたため、3月29日付で専決処分させていただきましたので、本日の議会に御報告し、御承認願うものでございます。

それでは議案書の8、9ページをお開きください。

歳出でございますが、

1つ目は、要介護認定者、要支援認定者の各介護サービスの利用が当初と異なりまして、諸費用に過不足が生じるための補正でございます。

款2. 保険給付費、項1. 介護サービス等諸費、目1. 居宅介護サービス給付費で、1,269万2千円の増額。

目2. 地域密着型介護サービス給付費で285万9千円の増額。

目3. 施設介護サービス給付費で、1,648万9千円の増額。

目4. 居宅介護福祉用具購入費で、6万3千円の増額。

同款、項2. 介護予防サービス等諸費、目1. 介護予防サービス給付費で、244万3千円の増額。

目5. 介護予防サービス計画給付費で、31万5千円の増額。

同款、項4. 高額介護サービス等費、目1. 高額介護サービス費で、104万9千円の増額でございます。

この財源といたしまして、すいません。戻りまして6、7ページお願いいたします。

歳入でございますが、

介護給付費につきましては、国庫支払基金、県費、町繰入金は介護保険法で負担割合が定められております。そこで、款2. 国庫支出金、項1. 国庫負担金、目1. 介護給付費負担金で、635万4千円の増額。

款3. 支払基金交付金、項1. 支払基金交付金、目1. 介護給付費交付金で、1,041万3千円の増額。

款4. 県支出金、項1. 県負担金、目1. 介護給付費負担金で、531万円の増額。

款5. 繰入金、項1. 一般会計繰入金、目1. 介護給付費繰入金で、448万6千円の増額。

同款、項2. 基金繰入金、目1. 介護給付費準備基金繰入金794万2千円で基金を取り崩し繰入れております。

続いて9ページ、歳出の方に戻っていただけますでしょうか。

款5. 公債費、項1. 財政安定化基金償還金、目1. 財政安定化償還金で、140万5千円の減額でございますが、当初予算の借入金額より減額となったため、他の支出科目である保険給付費に充てるため、減額補正させていただいております。

款7. 基金積立金、項1. 基金積立金、目1. 介護給付費準備基金積立金1千円で、利息を基金に繰入れ積立てるものでございます。

すいません。もう一回戻っていただきまして、7ページの最後でございます。

款8. 財産収入、項1. 財産運用収入、目1. 基金運用収入1千円でございますが、先

ほどの介護給付費準備基金を取り崩したための解約による利息でございます。

以上、歳入歳出それぞれ 3,450 万 6 千円の増額補正でございます。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 2 号：専決処分の承認を求めることについて（平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 25 年 5 月 9 日報告

安堵町長 西本 安博

2 ページをお願いいたします。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 29 日専決

安堵町長 西本 安博

続きまして予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 24 年度安堵町介護保険特別会計補正予算（補正第 3 号）（保険事業勘定）

平成 24 年度安堵町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（補正第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 3,450 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6 億 578 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第一表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 3 月 29 日専決

生駒郡安堵町長 西本 安博

続きまして 2 ページ。

第一表 歳入歳出予算補正

歳入の部でございます。

款 2. 国庫支出金、項 1. 国庫負担金

補正前の額 9,588 万 2 千円、補正額 635 万 4 千円、計 1 億 223 万 6 千円。

款 3. 支払基金交付金、項 1. 支払基金交付金

補正前の額 1 億 5,323 万 8 千円、補正額 1 億とび 413 万円、あ、1 億とび 441 万 3 千円、

あごめんなさい、1,041 万 3 千円、計 1 億 6,365 万 1 千円。

款 4. 県支出金、項 1. 県負担金

補正前の額 7,532 万 6 千円、補正額 531 万円、計 8,063 万 6 千円。

款 5. 繰入金、項 1. 一般会計繰入金

補正前の額 8,110 万 1 千円、補正額 448 万 6 千円、計 8,558 万 7 千円。

項 2. 基金繰入金

補正前の額 0、補正額 794 万 2 千円、計 794 万 2 千円。

款 8. 財産収入、項 1. 財産運用収入

補正前の額 0、補正額 1 千円、計 1 千円。

歳入合計

補正前の額 5 億 7,128 万円、補正額 3,450 万 6 千円、計 6 億 578 万 6 千円。

歳出でございます。3 ページです。

款 2. 保険給付費、項 1. 介護サービス等諸費

補正前の額 4 億 5,895 万 3 千円、補正額 3,210 万 3 千円、計 4 億 9,105 万 6 千円。

項 2. 介護予防サービス等諸費

補正前の額 3,339 万 5 千円、補正額 275 万 8 千円、計 3,615 万 3 千円。

項 4. 高額介護サービス等費

補正前の額 1,089 万円、補正額 104 万 9 千円、計 1,193 万 9 千円。

款 5. 公債費、項 1. 財政安定化基金償還金

補正前の額 500 万円、補正額 マイナスの 140 万 5 千円、計 395 万 9 千円。359 万 5 千円。すいません。

款 7. 基金積立金、項 1. 基金積立金

補正前の額 805 万円、補正額 1 千円、計 805 万 1 千円。

歳出合計

補正前の額 5 億 7,128 万円、補正額 3,450 万 6 千円、計 6 億 578 万 6 千円。

次ページからの事項別明細書につきましては、重複しますので割愛させていただきます。

よろしく御審議、御承認、お願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第2号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（森田 瞳） 異議なしと認めます。

報告第2号は原案のとおり承認されました。

議長（森田 瞳） 日程第5 報告第3号：「専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

税務課長（中野彰宏） はい、議長。

議長（森田 瞳） 中野税務課長。

（中野課長 登壇）

税務課長（中野彰宏） おはようございます。

よろしく申し上げます。

報告第3号、専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）を説明させていただきます。

本件につきましては、地方税法の一部を改正する法律（平成25年法律第3号）が、平成25年3月30日に公布され、平成25年4月1日に施行されるものが、平成25年度町税の賦課処理等に影響を及ぼしますので、これを専決処分とさせていただきました。

新旧対照表4枚目を御覧いただけますでしょうか。

固定資産税の納税義務者等についてでございますけれども、第54条第5項中、下線部分につきましては、独立行政法人森林総合研究所の行う事業にかかる納税義務者の特例措置が廃止されましたことにより、この部分を削除するものでございます。

次のページを御覧ください。

中段、特別土地保有税の納税義務者等の部分でございますが、第111条第4項中の下線部分につきましても、先ほどと同様の内容でこの部分を削除とさせていただくものでございます。

次のページを御覧ください。

附則第10条の2、表題中の部分で下線の部分ですけれども、これは引用条文の項ずれによ

る部分でございます。

戻っていただきまして、議案書 3 枚目を御覧ください。

中段、附則部分でございますが、第 2 条、固定資産税に関する経過措置といたしまして、改正後の地方税法の附則第 15 条の 9 第 1 項に規定いたします、耐震の基準適合住宅にかかります耐震の改修費用が 30 万円以上 50 万円以下の契約について、改正前に契約したものが改正後に完了するものにつきましては、固定資産税の減額措置を受ける申告書の添付書類に契約をした日を証する書類を添付するという内容が加えられました。

それでは議案書を朗読させていただきます。

報告第 3 号：専決処分の承認を求めることについて（安堵町税条例の一部を改正する条例について）

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し議会の承認を求める。

平成 25 年 5 月 9 日報告

安堵町長 西本 安博

1 枚めくっていただきまして。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、安堵町税条例（昭和 29 年安堵村条例第 8 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分する。

平成 25 年 3 月 31 日専決

安堵町長 西本 安博

本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、割愛させていただきます。御審議、御承認のほど、よろしく願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより報告第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(森田 瞳) 異議なしと認めます。

報告第3号は原案のとおり承認されました。

議長(森田 瞳) 日程第6 議案第1号:「安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

住民課長(堀口善友) はい、議長。

議長(森田 瞳) 堀口住民課長。

(堀口課長 登壇)

住民課長(堀口善友) おはようございます。

それでは安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきまして、御説明申し上げます。

改正内容といたしましては、大きく3点でございます。

まず1点目といたしまして、国民健康保険から後期高齢者医療に移行したものと同一の世帯に属する世帯の国民健康保険税につきまして、移行後5年間世帯別平等割額を2分の1に軽減しておりましたが、今回の改正により5年目以降の3年間におきましても、世帯別平等割額を4分の1の軽減とすることとさせていただきます。

次に2点目でございますが、国民健康保険税の軽減措置に係る基準額等につきまして、国民健康保険から後期高齢者医療移行後、5年間に限り移行したものを含めて算定してまいりましたが、今回の改正により、この措置が恒久化されることとなります。

続いて3点目でございます。

引用先のない条文がありましたので、これを齟齬として補正させていただくものでございます。

それでは新旧対照表1ページを御覧ください。

第5条の2第1号におきまして、先ほど御説明を申し上げました3年間に係る世帯平等割額の改正をさせていただいております。

同条第3号におきまして、特定継続世帯の平等割額を記載しております。

以下、2ページ以降におきまして、第23条第2項第1号、第2号及び第3号におきま

して、特定継続世帯の文言整備並びにその平等割額を明記いたしました。

続きまして5ページ中段、附則第3項、6ページ、附則第4項、続いて7ページ、附則第6項、第10項、次に8ページ、第12項におきましては、引用先のない条文の齟齬の補正でございます。必要でない文言を削除いたしました。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第1号：安堵町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

安堵町国民健康保険税条例（昭和26年安堵村条例第5号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成25年5月9日提出

安堵町長 西本 安博

なお本文につきましては、先ほどの説明と重複いたしますので、議案書3ページ目、中段の附則以下を朗読させていただきます。

附則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第15項の改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 次項に定めるものを除き、改正後の安堵町国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第15項の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

以上でございます。

御審議、御可決いただきますようお願い申し上げます。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第1号について採決します。

議案第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 全員です。起立全員です。

議案第1号は、着席ください。議案第1号は原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 日程第7 議案第2号：「安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案につき提案理由の説明を求めます。

教育長（楮山素伸） はい、議長。

議長（森田 瞳） 楮山教育長。

（楮山教育長 登壇）

教育長（楮山素伸） おはようございます。

それでは議案第2号、安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について御説明をさせていただきます。

本改正は、老朽化しました安堵町民テニスコートを廃止することに関し、安堵町体育施設条例の一部を改正するものでございます。

それでは3枚目の新旧対照表を御覧ください。

まず、目的の部分の第1条、この条例は、安堵町住民の心身の健全な育成を図るとともに、スポーツの振興、普及振興に資するため、「体育施設の設置及び管理並びに」下線を引いてありますが、それを削除いたし、そして、次の行、運動施設（「以下「公園体育施設」」という。）部分を削除をし、（以下「施設」）と改めるものでございます。

続いて、第2条の「体育施設の名称及び位置」については削除をし、同条第2項、「公園体育」を削り、「別表第2」を「別表第1」に改めるものでございます。

続いて第3条中、「体育施設及び公園体育施設（以下これらを「施設」という。）下線の部分を削除をし、「施設」に改めるものでございます。

第7条第1項中、「別表3」を「別表2」に改め、同条第2項中、「別表4」を「別表3」に改めるものでございます。

続いて別表1（第2条関係）名称及び位置でありますが、その部分を削除をし、「別表

2」を「別表 1」とし、別表 3 中、「安堵町民テニスコート」を削るものでございます。

次のページの 2 ページになりますが、安堵中央公園テニスコートの右に「安堵町民テニスコート」と書いてありますが、それを削除させていただきたいと思います。

この条例については、公布の日から施行する予定となります。

それでは議案書を朗読させていただきます。

議案第 2 号：安堵町体育施設条例の一部を改正する条例について

安堵町体育施設条例（平成 19 年安堵町条例第 10 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

平成 25 年 5 月 9 日提出

安堵町長 西本 安博

以上でございます。

どうぞ御審議よろしくお願いいたします。

議長（森田 瞳） これより質疑を行います。

議長（森田 瞳） 質疑ございませんか。

議長（森田 瞳） 質疑なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより討論を行います。

討論ございませんか。

議長（森田 瞳） 討論なしと認めます。

議長（森田 瞳） これより議案第 2 号を採決します。

議案第 2 号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

議長（森田 瞳） 起立全員です。着席ください。

議案第 2 号は、原案のとおり可決されました。

議長（森田 瞳） 以上で行政側からの提案事項は全て終了しました。

暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

10時37分

11時20分

副議長（山岡 敏） 大変お待たせいたしました。
休憩前に引き続き再開いたしたいと思います。

副議長（山岡 敏） ただ今、皆様方にお諮りいたします。
森田議員の議長の辞職を許可することに、休憩前に引き続き再開。
ただ今、森田議長から、議長の辞職願いが提出されました。
お諮りします。
「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長（山岡 敏） 異議なしという声がございます。
異議なしと認めます。
「議長の辞職について」を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

副議長（山岡 敏） 追加日程第1：「議長の辞職について」を議題といたします。
地方自治法第117条の規定によって、1番、森田議員の退場を求めます。
森田議員、退場をお願いいたします。

(1番、森田議員 退場)

副議長（山岡 敏） それでは、森田議長退場されましたので、職員に辞職願を朗読させます。

議会事務局長（成瀬 博） 平成25年5月9日。

安堵町議会副議長 山岡 敏殿

安堵町議会議長 森田 瞳

辞職願

この度、議員申し合わせにより議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。

副議長（山岡 敏） お諮りいたします。
森田議員の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山岡 敏) 異議なしという声あり。

異議なしと認めます。

森田議員の議長の辞職を許可することに決定いたしました。

(職員が森田議員を議場へ案内する。)

(森田議員、着席)

副議長(山岡 敏) 森田議員にお知らせします。

ただ今、議題とされました議長の辞職について許可されました。

副議長(山岡 敏) ただ今議長が欠けました。

お諮りします。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行いたいと思いま
す。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山岡 敏) 異議なしと呼ぶ声がございます。

「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として、直ちに選挙を行うことを決定い
たしました。

副議長(山岡 敏) 追加日程第2:「議長の選挙」を行います。

副議長(山岡 敏) 皆様方にお諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたい
と思います。

異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

副議長(山岡 敏) 異議なしという声がございます。

全員「異議なし」と認めます。
選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

副議長（山岡 敏） お諮りします。
指名の方法については、副議長が指名することにしたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。
よって副議長が指名することに決定いたしました。
議長に山岡議員を指名します。

副議長（山岡 敏） お諮りします。
ただ今、指名しました山岡議員を議長に当選と定めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

副議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。
よって、ただ今指名しました山岡議員に議長に当選されました。
それでは暫時休憩とさせていただきます。
約 5 分間休憩させていただきます。

（暫時休憩）

1 1 時 2 5 分

1 1 時 3 0 分

副議長（山岡 敏） 誠に申し訳ございません。
何せ新米な初めてのこの席でございますので。
休憩に引き続き審議をしていきたいと思っております。

副議長（山岡 敏） ただ今、議長に当選されました山岡議員が議場におられますので、本席から会議規則第 30 条第 2 項の規定によって、当選の告知をいたします。
山岡議員より議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いします。

（山岡議長 登壇）

新議長（山岡 敏） ただ今、皆様の暖かいご推薦により、議長就任ということ承認していただきました。誠にありがとうございます。

何しろ初めての経験でございます。副議長は 3 回ほどもたせてもらってますけれども、もう完璧にあがっております。頭の中、完璧な白紙ということで、何とぞ御承諾、御審議よろしくをお願いいたします。

ええ、大体、議長さんをずっと 12 年間私も見させてきましたけれど、非常にやはりしっかりした議長さんばかりでございました。新米の私がはたして務まるかちょっと不安は残る気持ちでいっぱいでございます。

しかし、議長という責務をですね、この 1 年間精一杯やり遂げていきたいとかように思っています。これには、議会議員の皆様方の今まで以上の御支援、御協力を承りたいとかように思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

簡単でございますが、就任の御挨拶に代えさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

（議長章授与）

新議長（山岡 敏） それでは暫時休憩に入らせていただきます。

これは、常任委員会の委員、若しくは副委員長等の問題もございしますので、しばらくちょっと、暫時休憩をさせていただきます。

（「副議長の指名を先にしやんな」という声あり）

新議長（山岡 敏） 副議長を指名せいということの御要望がございします。

副議長でありました私が議長に就任いたしましたので、ただ今副議長が欠けました。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 3 として、直ちに選挙を行いたいと思ひます。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

新議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第 3 として、直ちに選挙を行うことに決定いたしました。

新議長（山岡 敏） 追加日程第 3 : 「副議長の選挙」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、指名推選にした

と思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新議長(山岡 敏) 全員異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

新議長(山岡 敏) お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

よって議長が指名することに決定しました。

新議長(山岡 敏) お諮りいたします。

副議長に、10番、福井保夫議員を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新議長(山岡 敏) 全員異議なしと認めます。

ありがとうございます。

結構ということでございますので、福井議員、副議長よろしく申し上げます。

新議長(山岡 敏) それでは、ただ今、副議長に当選されました福井議員が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定によって、当選の告知をします。

福井議員より、副議長当選の承諾及び就任の御挨拶をお願いします。

(福井議員 登壇)

新副議長(福井保夫) 今、副議長ということで、議長の補佐はもちろんのこと、議員としても攻めの議会を貫いていきたいと思っています。

何事にも屈しない、そういう議会を目指して頑張っていきたいと思っています。

また、北門理事、また、会計管理者の喜多さん、成瀬局長、もう1年を切るような状況

です。段々と皆さん寂しくなってきましたが、もう一踏ん張り、安堵町のために皆さん頑張っていたきたいと思います。

私も1年間、阪神タイガースのあれではないですが、必死のパッチで頑張っていこうと思います。どうぞよろしく願います。

新議長（山岡 敏） どうもありがとうございました。

それでは暫時休憩をとらせていただきます。

よろしく願います。

暫時休憩

午前11時35分

午前12時04分

新議長（山岡 敏） はい、お待たせいたしました。

休憩前に引き続き再開いたします。

お諮りいたします。

「常任委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第4として、直ちに議題とすることに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

新議長（山岡 敏） 異議なしという声あり。

異議なしと認めます。

「常任委員会の委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第4として直ちに議題とすることに決定いたしました。

新議長（山岡 敏） 追加日程第4：「常任委員会委員の選任について」を議題とします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

新議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定いたしました。

それでは指名させていただきます。

総務産業建設常任委員会委員に 森田 瞳 議員、 植田 英和 議員、

中本 幸一 議員、 松本 正弘 議員、
山岡 敏 議員。

以上5名でございます。

次に文教厚生常任委員会委員については

浅野 勉 議員、 島田 正芳 議員、
松田 和代 議員、 田中 幹男 議員、
福井 保夫 議員。

以上5名を、それぞれ選任いたします。

新議長（山岡 敏） 各委員の皆様方、よろしくお願ひいたします。

新議長（山岡 敏） 次に、議会運営委員会についてでございますが、
お諮りいたします。

「議会運営委員会委員の選任について」を日程に追加し、追加日程第5として、直ちに
議題とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

新議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

追加日程第5として直ちに議題とすることに決定いたしました。

追加日程第5：「議会運営委員会委員の選任について」を議題とします。

新議長（山岡 敏） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項により、議長が指名
させていただくことに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

新議長（山岡 敏） 異議なしと認めます。

よって、議長が指名することに決定しました。

それでは指名させていただきます。

議会運営委員会委員に 森田 瞳 議員、 植田 英和 議員、
中本 幸一 議員、 田中 幹男 議員、
浅野 勉 議員、 島田 正芳 議員。

以上6名を、選任したいと思います。
御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

新議長(山岡 敏) 異議なしと認めます。

新議長(山岡 敏) 次に、総務産業建設常任委員会の委員長並びに副委員長を申し上げます。

委員長に 松本 正弘 議員、
副委員長に 植田 英和 議員。

文教厚生常任委員会については、

委員長に 田中 幹男 議員、
副委員長に 松田 和代 議員。

議会運営委員会につきましては、

委員長に 森田 瞳 議員、
副委員長に 浅野 勉 議員。

以上でございます。

新議長(山岡 敏) 皆様方、よろしくお願ひいたします。

新議長(山岡 敏) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

平成25年第1回安堵町議会臨時会を閉会いたします。

閉 会

12時20分
